

【別紙様式3】

再評価実施事業調書

番号	4	事業名	防災・安全交付金 (千葉港海岸船橋地区 高潮対策)		路線又は箇所名等	千葉港海岸 船橋地区			
事業所管課		港湾課		事業主体		千葉県			
事業化年度	平成8年度	用地着手年度	—		工事着手年度	平成8年～	再評価の理由		再々評価
					工事終了(認可)年度	平成43年度			
費用便益比 B/C	16.3 (22.8)	総費用	244億円 (175億円)	総便益	3,994億円 (3,994億円)	基準年	平成 28年度	供用開始 年度	平成 44年度

※上段：全体事業 下段（ ）：残事業

<p>【事業概要】</p> <p>(目的) 施設背後に広がるゼロメートル地帯を含む人口密集地をかかえ、海岸保全施設の老朽化が進んでいるため、今後想定される大規模地震に対する施設の耐震化を含めた改修等を行うことで、高潮による浸水被害から生命・財産の防護を図る。</p> <p>(規模) 整備延長 L=約5 km 排水機場 4基、水門 5基 護岸・胸壁 L=4.3 km</p>				
<p>【事業の進捗状況】 (H28年度末見込み)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・護岸、胸壁の補強工事及び改良工事を実施中。 ・排水機場、水門の改修工事を順次行っている。 				
	全体計画	投資事業費	残事業費	進捗率
事業費(億円)	272	41	231	15%
<p>【社会経済情勢等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水予想区域には市役所・消防署などの防災拠点要施設が存在し、一部がゼロメートル地帯となっている。 ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、特に船橋地区は人口・資産が集中するゼロメートル地帯を抱えることから、レベル2地震動に対する耐震化を図り、整備計画を見直した。 ・平成25年11月の海岸保全基本計画の見直しにより、津波と高潮による必要高さを比較し、より高い方を施設整備の防護高さとするようになったが、船橋地区は高潮による必要高さで決定し、防護高さに変更は無い。 ・事業区間内においては、平成23年3月11日の地震により、海老川水門脇の土堤及び船橋排水機場の地中配管（水道管）の一部が損傷した。 				
<p>【対応方針（案）】</p> <p>船橋地区は海岸保全施設背後が人口密集地であり、市役所・消防署等の防災拠点を有しており、高潮による被害を受けた場合、災害時の防災活動にも甚大な影響が及び、また一般家屋などの資産被害が極めて大きい。このため、「生命・財産の防護」及び「国土保全」の観点から事業を継続することが妥当であることから、事業を継続し、効果の早期発現を目指す。</p>				

【別紙様式 4】

事業概要図

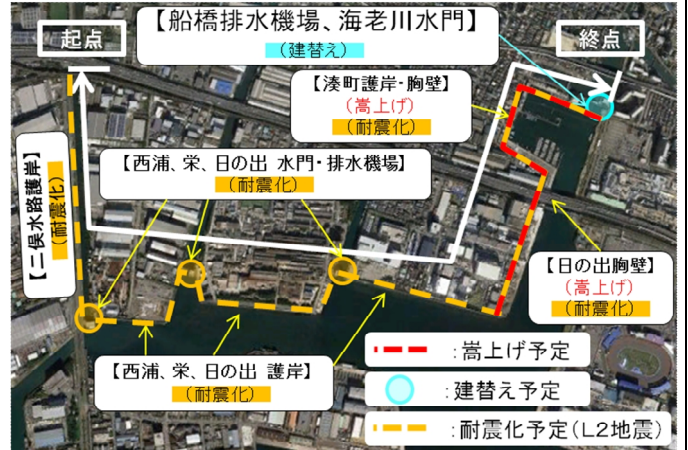
番号	4	事業名	防災・安全交付金 (千葉港海岸船橋地区 高潮対策)	路線又は箇所名等	千葉港海岸 船橋地区
----	---	-----	---------------------------------	----------	------------

事業箇所図

【これまでに実施した内容】



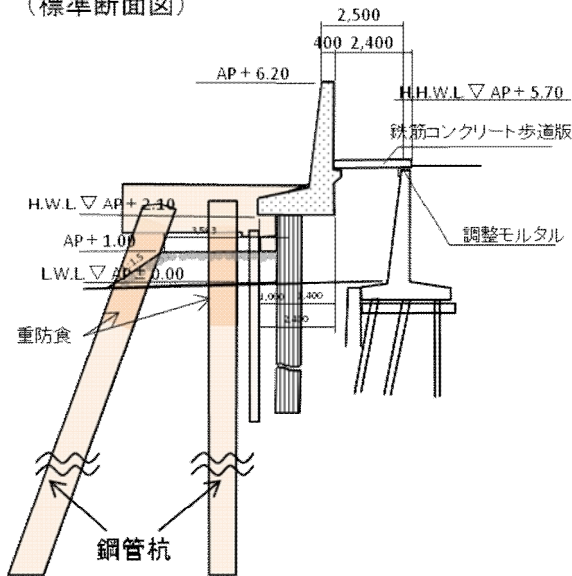
【今後実施する内容】



標準断面図・計画平面図

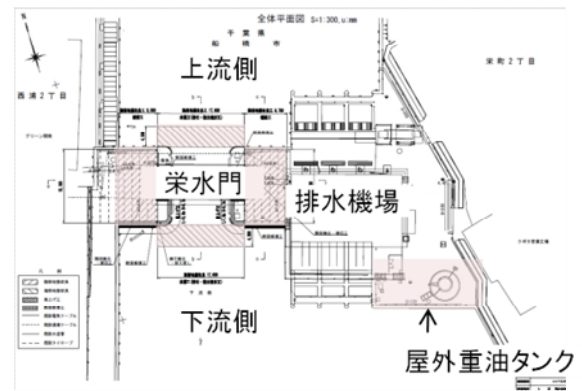
【二俣水路護岸 耐震化】

(標準断面図)



【栄排水機場・水門 地盤改良】

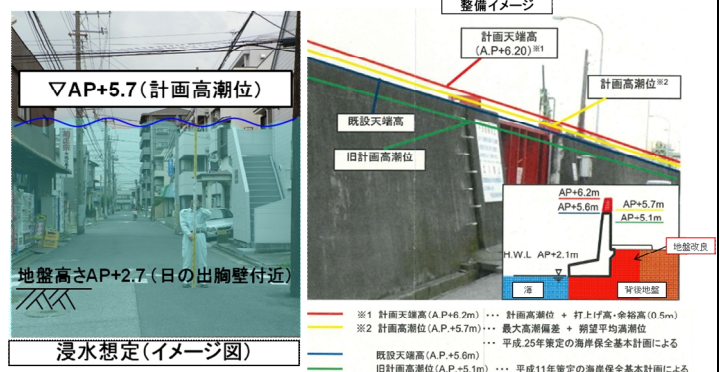
(全体平面図)



【船橋排水機場・水門 改修イメージ(案)】



【護岸の嵩上げイメージ】



【別紙様式5】

再々評価事業に関する調書

番 号	4	事業名	防災・安全交付金 (千葉港海岸船橋地区 高潮対策)	路線又は箇所名等	千葉港海岸 船橋地区
事業化年度	平成8年度	用地着手年度	—	工事着手年度	平成8年度

【再評価の概要】

再評価実施年度 (基準年)	平成23年度	供用開始年度	平成32年度	対応方針	継続
B/C	23.5	総費用	209億円	総便益	4,915億円

再評価時の委員会の意見 及び当時の状況

再評価時の進捗状況及び再評価時想定5年後の進捗状況

	計 画	進捗状況	5年後の想定進捗状況
全体事業費	218億円	37億円(17%)	65%
うち用地補償費	—	—	—

【再々評価の概要】

再評価実施年度 (基準年)	平成28年度	供用開始年度	平成44年度	対応方針	継続
B/C	16.3	総費用	244億円	総便益	3,994億円

現在の進捗状況

	計 画	進捗状況
全体事業費	272億円	41億円(15%)
うち用地補償費	—	—

再評価後の経過
及び
処理状況

- ・平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機に、特に船橋地区は人口・資産が集中するゼロメートル地帯を抱えることから、レベル2地震動に対する耐震化を図り、整備計画を見直した。
- ・平成25年11月の海岸保全基本計画の見直しにより、津波と高潮の必要高さを比較して高い方を施設整備高さの基準としたが、船橋地区は高潮の必要高さで決定し、防護高さに変更は無い。
- ・水門・排水機場の建て替えなど、著しく大規模な事業かつ高度な技術が求められていることから、事業期間を見直すとともに、国による直轄事業化を要望中である。
- ・老朽化や耐震性不足による水門の機能不全や護岸・胸壁の天端高不足を解消し、早急に浸水被害からの防護を図るため、海岸保全施設の老朽化対策や耐震化、護岸の嵩上げを順次実施している。